

【条例・申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
◎総務部 総務課										
1	開示請求に対する決定	成田市情報公開条例	第11条第1項及び第2項	①有		①有		原則14日以内(延長規定あり)		総務部 総務課
2	手数料の還付承認	成田市情報公開条例	第18条第4項ただし書	①有		①有		3日		総務部 総務課
3	手数料の減免	成田市情報公開条例	第18条の2	①有		①有		3日		総務部 総務課
4	手数料の還付承認	成田市個人情報の保護に関する法律施行条例	第4条第2項ただし書	①有		①有		3日		総務部 総務課
5	手数料の減免	成田市個人情報の保護に関する法律施行条例	第5条	①有		①有		3日		総務部 総務課
6	手数料の還付承認	成田市行政不服審査法施行条例	第3条第2項ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			3日		総務部 総務課
7	手数料の減免	成田市行政不服審査法施行条例	第4条	①有		①有		3日		総務部 総務課
◎総務部 行政管理課										
8	指定管理者の指定	成田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例	第6条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			150日～180日		総務部 行政管理課
◎総務部 管財課										
9	行為の許可	成田市庁舎管理規則	第8条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政府の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1～5日		総務部 管財課
10	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～5日		総務部 管財課
◎総務部 危機管理課										
11	設置の決定	成田市防災行政無線戸別受信機管理規則	第4条	①有		①有		10日		総務部 危機管理課
◎財政部 市民税課										
12	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		1～5日		財政部 市民税課
13	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		1～5日		財政部 市民税課
◎財政部 資産税課										
14	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		1～5日		財政部 資産税課
15	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		1～5日		財政部 資産税課
◎財政部 納税課										
16	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		1～5日		財政部 納税課

【条例・申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
17	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		1~5日		財政部 納税課
◎空港部 空港対策課										
18	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1~5日		空港部 空港対策課
19	使用の許可	成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例	第5条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1日		空港部 空港対策課
20	使用の許可	成田市荒海共生プラザの設置及び管理に関する条例	第8条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1日		空港部 空港対策課
◎シティプロモーション部 観光プロモーション課										
21	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1~5日		シティプロモーション部 観光プロモーション課
22	駐車料金の減免	成田市駐車場の設置及び管理に関する条例	第10条	①有		①有		1~5日		シティプロモーション部 観光プロモーション課
23	定期駐車料金の還付承認	成田市駐車場の設置及び管理に関する条例	第11条ただし書	①有		①有		1~5日		シティプロモーション部 観光プロモーション課
24	定期駐車の許可	成田市駐車場の設置及び管理に関する条例	第14条第1項	①有		①有		1~5日		シティプロモーション部 観光プロモーション課
25	行為の許可(変更許可を含む。)	成田市さくらの山の設置及び管理に関する条例	第8条第1項及び第2項(第10条第2項において読み替える場合を含む。)	①有		①有		10日		シティプロモーション部 観光プロモーション課
26	観光物産館の使用の許可	成田市さくらの山の設置及び管理に関する条例	第10条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1~5日		シティプロモーション部 観光プロモーション課
27	使用料の減免	成田市さくらの山の設置及び管理に関する条例	第14条	①有		①有		10日		シティプロモーション部 観光プロモーション課
28	使用料の還付承認	成田市さくらの山の設置及び管理に関する条例	第15条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			14日		シティプロモーション部 観光プロモーション課
29	使用の許可	成田市観光館の設置及び管理に関する条例	第7条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1~5日		シティプロモーション部 観光プロモーション課
30	使用料の減免	成田市観光館の設置及び管理に関する条例	第9条	①有		①有		1~5日		シティプロモーション部 観光プロモーション課
31	使用料の還付承認	成田市観光館の設置及び管理に関する条例	第10条ただし書	①有		①有		1~5日		シティプロモーション部 観光プロモーション課
◎シティプロモーション部 スポーツ振興課										
32	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1~5日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
33	学校施設の利用許可	学校施設の利用に関する規則	第3条第1項	①有		①有		1~4日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
34	使用の許可	成田市豊住ふれあい健康館の設置及び管理に関する条例	第8条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1~3日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
35	使用の許可	成田市東小学校跡地複合施設の設置及び管理に関する条例	第5条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		シティプロモーション部 スポーツ振興課

【条例・申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
36	使用料の減免	成田市東小学校跡地複合施設の設置及び管理に関する条例	第10条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日～3日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
37	使用の許可	成田市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例	第7条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
38	使用の許可	成田市久住テニスコートの設置及び管理に関する条例	第6条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
39	使用の許可	成田市久住体育館の設置及び管理に関する条例	第7条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
40	使用の許可	成田市印東体育館の設置及び管理に関する条例	第7条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
41	使用の許可	成田市北羽鳥多目的広場の設置及び管理に関する条例	第8条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
42	使用の許可	成田市運動場の設置及び管理に関する条例	第8条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
43	使用の許可	成田市大栄B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例	第6条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
44	使用の許可	成田市大栄テニスコートの設置及び管理に関する条例	第6条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
45	使用の許可	成田市パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例	第7条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
46	使用の許可	成田エアポート東雲パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例	第8条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
47	使用の許可	成田市地区運動施設の設置及び管理に関する条例	第6条第1項	①有		①有		1日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
48	使用料の減免	成田市地区運動施設の設置及び管理に関する条例	第11条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～3日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
49	使用料の還付承認	成田市地区運動施設の設置及び管理に関する条例	第12条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～3日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
50	使用の許可	成田市大栄野球場の設置及び管理に関する条例	第6条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
51	使用料の減免	成田市大栄野球場の設置及び管理に関する条例	第14条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～3日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
52	使用料の還付承認	成田市大栄野球場の設置及び管理に関する条例	第15条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～3日		シティプロモーション部 スポーツ振興課
53	運動公園等施設の使用の許可	成田市都市公園条例	第27条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		シティプロモーション部 スポーツ振興課

◎シティプロモーション部 文化国際課

54	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～5日		シティプロモーション部 文化国際課
55	使用の許可	成田国際文化会館の設置及び管理に関する条例	第8条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1～3日		シティプロモーション部 文化国際課

【条例・申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
56	原状変更の許可	成田国際文化会館の設置及び管理に関する条例	第11条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		シティプロモーション部 文化国際課
57	使用の変更又は取消しの許可	成田国際文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則	第6条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1~3日		シティプロモーション部 文化国際課
58	使用の許可	成田市文化芸術センターの設置及び管理に関する条例	第6条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1~3日		シティプロモーション部 文化国際課
59	使用料の減免	成田市文化芸術センターの設置及び管理に関する条例	第11条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		シティプロモーション部 文化国際課
60	使用料の還付承認	成田市文化芸術センターの設置及び管理に関する条例	第12条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		シティプロモーション部 文化国際課

◎市民生活部 市民課

61	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		1~5日		市民生活部 市民課
62	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		1~5日		市民生活部 市民課

◎市民生活部 保険年金課

63	出産育児一時金の支給	成田市国民健康保険条例	第6条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			20日		市民生活部 保険年金課
64	葬祭費の支給	成田市国民健康保険条例	第7条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			20日		市民生活部 保険年金課
65	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給	成田市国民健康保険条例	附則第5項	①有		①有		20日		市民生活部 保険年金課
66	一部負担金の減免	成田市国民健康保険条例施行規則	第16条	①有		①有		15日		市民生活部 保険年金課
67	受検の承認	成田市国民健康保険人間ドック受検費助成規則	第7条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		市民生活部 保険年金課
68	使用料等の減免	成田市国民健康保険直営診療所の設置及び管理に関する条例	第9条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			15日		市民生活部 保険年金課
69	延滞金の減免	成田市後期高齢者医療に関する条例	第6条第3項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			15日		市民生活部 保険年金課
70	受検の承認	成田市後期高齢者人間ドック受検費助成規則	第7条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		市民生活部 保険年金課

◎市民生活部 市民協働課

71	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7~10日		市民生活部 市民協働課
72	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		5日		市民生活部 市民協働課
73	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		5日		市民生活部 市民協働課
74	使用の許可	成田市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例	第6条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1日		市民生活部 市民協働課

【条例・申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
75	使用料の減免	成田市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例	第11条	①有		①有		1~3日		市民生活部 市民協働課
76	使用料の還付承認	成田市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例	第12条ただし書	①有		①有		1~5日		市民生活部 市民協働課
77	使用の許可	成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例	第5条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1日		市民生活部 市民協働課
78	使用の許可	成田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例	第9条第1項	①有		①有		1日		市民生活部 市民協働課
79	原状変更の許可	成田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例	第11条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		市民生活部 市民協働課
80	駐車料金の減免	成田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例	第14条(第17条第3項において準用する場合に限る。)	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			14日		市民生活部 市民協働課
81	駐車料金の還付承認	成田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例	第15条ただし書(第17条第3項において準用する場合に限る。)	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			14日		市民生活部 市民協働課
82	使用の許可	成田市中郷ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例	第6条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1日		市民生活部 市民協働課
83	原状変更の許可	成田市中郷ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例	第8条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		市民生活部 市民協働課
84	使用料の減免	成田市中郷ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例	第12条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			3日		市民生活部 市民協働課
85	使用料の還付承認	成田市中郷ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例	第13条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			5日		市民生活部 市民協働課

◎市民生活部 交通防犯課

86	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1~5日		市民生活部 交通防犯課
87	費用の免除	成田市自転車等の放置防止に関する条例	第12条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1週間		市民生活部 交通防犯課
88	駐輪場の利用許可	成田市自転車等の放置防止に関する条例	第14条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1週間		市民生活部 交通防犯課
89	使用料の免除	成田市自転車等の放置防止に関する条例	第15条第3項(第17条第4項で準用する場合を含む。)	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1週間		市民生活部 交通防犯課
90	使用料の還付承認	成田市自転車等の放置防止に関する条例	第15条第4項ただし書(第17条第4項で準用する場合を含む。)	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			3週間		市民生活部 交通防犯課
91	指定駐輪場の変更承認	成田市自転車等の放置防止に関する条例施行規則	第14条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1週間		市民生活部 交通防犯課
92	許可証等の再交付	成田市自転車等の放置防止に関する条例施行規則	第15条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1週間		市民生活部 交通防犯課
93	支援金の支給の決定	成田市犯罪被害者等支援条例	第9条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			60日		市民生活部 交通防犯課

◎市民生活部 下総支所

【条例・申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
94	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1~5日		市民生活部 下総支所
95	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		1~5日		市民生活部 下総支所
96	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		1~5日		市民生活部 下総支所

◎市民生活部 大栄支所

97	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1~5日		市民生活部 大栄支所
98	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		1~5日		市民生活部 大栄支所
99	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		1~5日		市民生活部 大栄支所

◎環境部 環境対策課

100	特定事業の許可	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	第7条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			60日		環境部 環境対策課
101	土質に関する許可	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	第8条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			60日		環境部 環境対策課
102	特定事業の変更許可	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	第12条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			60日		環境部 環境対策課
103	土質に関する変更許可	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	第13条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			60日		環境部 環境対策課
104	特定事業の譲受けの許可	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	第23条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			60日		環境部 環境対策課
105	地下水の採取の許可(吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)が21平方センチメートル未満の揚水施設に係るものに限る。)	千葉県環境保全条例	第39条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			60日		環境部 環境対策課

◎環境部 クリーン推進課

106	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1~5日		環境部 クリーン推進課
107	手数料の減免	成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第28条	①有		①有		5日		環境部 クリーン推進課
108	許可の更新	成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第29条第2項	①有		①有		14日		環境部 クリーン推進課
109	許可証の再交付	成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第30条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		環境部 クリーン推進課
110	事業系一般廃棄物の処理の承認	成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	第10条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		環境部 クリーン推進課
111	産業廃棄物の処理の承認	成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	第12条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		環境部 クリーン推進課
112	使用の許可	成田市リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例	第5条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		環境部 クリーン推進課

【条例・申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
◎環境部 環境衛生課										
113	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1~5日		環境部 環境衛生課
114	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		1~5日		環境部 環境衛生課
115	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		1~5日		環境部 環境衛生課
116	使用の許可	成田クリーンヒル多目的広場の設置及び管理に関する条例	第7条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		環境部 環境衛生課
117	使用の許可	成田市斎場の設置及び管理に関する条例	第8条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		環境部 環境衛生課
118	使用料の減免	成田市斎場の設置及び管理に関する条例	第12条	①有		①有		1日		環境部 環境衛生課
119	使用料の還付承認	成田市斎場の設置及び管理に関する条例	第13条ただし書	①有		①有		1日		環境部 環境衛生課
120	使用の許可	成田市靈柩車の運行及び祭具の貸出しに関する条例	第4条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		環境部 環境衛生課
121	使用料の減免	成田市靈柩車の運行及び祭具の貸出しに関する条例	第6条	①有		①有		1日		環境部 環境衛生課
122	使用料の還付承認	成田市靈柩車の運行及び祭具の貸出しに関する条例	第7条ただし書	①有		①有		1日		環境部 環境衛生課
123	使用の許可	成田市靈園の設置及び管理に関する条例	第6条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		環境部 環境衛生課
124	許可書の書換え	成田市靈園の設置及び管理に関する条例	第7条	①有		①有		7日		環境部 環境衛生課
125	許可書の再交付	成田市靈園の設置及び管理に関する条例	第8条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		環境部 環境衛生課
126	行為の承認	成田市靈園の設置及び管理に関する条例	第11条ただし書	①有		①有		2日		環境部 環境衛生課
127	使用権の承継の許可	成田市靈園の設置及び管理に関する条例	第14条第2項	①有		①有		5日		環境部 環境衛生課
128	使用料等の減免	成田市靈園の設置及び管理に関する条例	第22条	①有		①有		7日		環境部 環境衛生課
129	使用料等の還付承認	成田市靈園の設置及び管理に関する条例	第23条ただし書	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		環境部 環境衛生課
130	使用の許可	成田市愛玩動物葬祭施設の設置及び管理に関する条例	第8条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		環境部 環境衛生課
131	使用料等の減免	成田市愛玩動物葬祭施設の設置及び管理に関する条例	第12条	①有		①有		1日		環境部 環境衛生課
132	使用料等の還付承認	成田市愛玩動物葬祭施設の設置及び管理に関する条例	第13条ただし書	①有		①有		2日		環境部 環境衛生課

【条例・申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
133	小規模専用水道の新設等の確認	成田市小規模水道条例	第5条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		環境部 環境衛生課
134	施設検査	成田市小規模水道条例	第8条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		環境部 環境衛生課
135	手数料の減免	成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第28条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			2日		環境部 環境衛生課
136	許可の更新	成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第29条第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			90日		環境部 環境衛生課
137	許可証の再交付	成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第30条第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		環境部 環境衛生課

◎福祉部 社会福祉課

138	使用の許可	成田市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例	第7条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		福祉部 社会福祉課
-----	-------	--------------------------	-----	----	--------------------------------------------------------------	--	--	----	--	-----------

◎福祉部 高齢者福祉課

139	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			5日		福祉部 高齢者福祉課
140	費用徴収の猶予等	成田市老人福祉法施行細則	第9条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			10日		福祉部 高齢者福祉課
141	使用の許可	成田市赤坂ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例	第6条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		福祉部 高齢者福祉課
142	使用料の減免	成田市赤坂ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例	第11条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			3日		福祉部 高齢者福祉課
143	使用料の還付承認	成田市赤坂ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例	第12条ただし書	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1~5日		福祉部 高齢者福祉課
144	受給資格の認定	成田市ねたきり高齢者福祉手当支給条例	第4条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		福祉部 高齢者福祉課
145	変更の認定	成田市ねたきり高齢者福祉手当支給条例	第9条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			3日		福祉部 高齢者福祉課
146	受給資格の認定	成田市高齢者及び障害者介護者手当支給規則	第7条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			5日		福祉部 高齢者福祉課
147	受給資格の認定	成田市重度認知症高齢者介護手当支給条例	第6条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		福祉部 高齢者福祉課
148	変更の認定	成田市重度認知症高齢者介護手当支給条例	第8条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			3日		福祉部 高齢者福祉課
149	施術所の指定及び施設指定書の交付	成田市はり、きゅう、マッサージ等施設の利用に関する規則	第2条第1項から第4項まで	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5~7日		福祉部 高齢者福祉課
150	利用券の交付	成田市はり、きゅう、マッサージ等施設の利用に関する規則	第4条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		福祉部 高齢者福祉課
151	紙おむつの給付の決定	成田市高齢者及び障害者紙おむつ給付事業実施規則	第4条	①有		①有		5日		福祉部 高齢者福祉課
152	寝具乾燥サービスの利用の決定	成田市高齢者及び障害者寝具乾燥サービス実施規則	第5条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			5日		福祉部 高齢者福祉課

【条例・申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
153	配食サービスの利用の決定	成田市高齢者及び障害者配食サービス実施規則	第5条	①有		①有		5日		福祉部 高齢者福祉課
154	配食サービス利用内容の変更決定	成田市高齢者及び障害者配食サービス実施規則	第7条第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			5日		福祉部 高齢者福祉課
155	高齢者福祉電話の貸与の決定	成田市高齢者福祉電話の貸与に関する規則	第6条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		福祉部 高齢者福祉課
156	火災報知器の給付の決定	成田市独居高齢者等に対する火災報知器給付規則	第5条	①有		①有		5日		福祉部 高齢者福祉課
157	緊急通報装置の設置の決定	成田市緊急通報装置設置規則	第5条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		福祉部 高齢者福祉課
158	家族支援サービス事業の利用の決定	成田市徘徊高齢者等家族支援サービス事業実施規則	第6条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		福祉部 高齢者福祉課
159	基準該当訪問介護等事業者の登録及び登録更新	成田市基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援等事業者の登録に関する規則	第4条及び第12条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 高齢者福祉課
160	基準該当訪問入浴介護等事業者の登録及び登録更新	成田市基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援等事業者の登録に関する規則	第5条及び第12条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 高齢者福祉課
161	基準該当通所介護等事業者の登録及び登録更新	成田市基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援等事業者の登録に関する規則	第6条及び第12条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 高齢者福祉課
162	基準該当短期入所生活介護等事業者の登録及び登録更新	成田市基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援等事業者の登録に関する規則	第7条及び第12条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 高齢者福祉課
163	基準該当福祉用具貸与等事業者の登録及び登録更新	成田市基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援等事業者の登録に関する規則	第8条及び第12条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 高齢者福祉課
164	基準該当居宅介護支援等事業者の登録及び登録更新	成田市基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援等事業者の登録に関する規則	第9条及び第12条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		福祉部 高齢者福祉課

◎福祉部 障がい者福祉課

165	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1~7日		福祉部 障がい者福祉課
166	受給資格の認定	成田市高齢者及び障害者介護者手当支給規則	第7条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課
167	紙おむつの給付の決定	成田市高齢者及び障害者紙おむつ給付事業実施規則	第4条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課
168	寝具乾燥サービスの利用の決定	成田市高齢者及び障害者寝具乾燥サービス実施規則	第5条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課
169	配食サービスの利用の決定	成田市高齢者及び障害者配食サービス実施規則	第5条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課
170	配食サービス利用内容の変更決定	成田市高齢者及び障害者配食サービス実施規則	第7条第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			5日		福祉部 障がい者福祉課
171	緊急通報装置の設置の決定	成田市緊急通報装置設置規則	第5条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課
172	家族支援サービス事業の利用の決定	成田市徘徊高齢者等家族支援サービス事業実施規則	第6条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課

【条例・申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
173	基準該当障害福祉サービス事業者の登録	成田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則	第11条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7~21日間		福祉部 障がい者福祉課
174	基準該当通所支援事業者の登録	成田市障害児通所給付費等の支給及び基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則	第9条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7~21日間		福祉部 障がい者福祉課
175	更生訓練費の支給の決定	成田市更生訓練費支給規則	第5条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課
176	受給資格者の認定及び資格認定通知書の交付	成田市重度心身障害者の医療費助成に関する条例	第5条第2項	①有		①有		7日間		福祉部 障がい者福祉課
177	医療費の助成	成田市重度心身障害者の医療費助成に関する条例	第6条	①有		①有		30日(一括処理)		福祉部 障がい者福祉課
178	受給券の再交付	成田市重度心身障害者の医療費助成に関する条例	第9条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課
179	受給券の更新	成田市重度心身障害者の医療費助成に関する条例	第10条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		福祉部 障がい者福祉課
180	受給資格の認定	成田市障害者福祉手当支給条例	第4条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課
181	変更の認定	成田市障害者福祉手当支給条例	第9条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課
182	入居の承認	成田市知的障害者生活ホーム入居等に関する規則	第4条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課
183	日常生活用具給付等の決定	成田市日常生活用具給付等事業実施規則	第6条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7~14日間		福祉部 障がい者福祉課
184	給付の決定	成田市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施規則	第6条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課
185	点字図書の給付の決定	成田市点字図書給付事業実施規則	第5条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課
186	徴収金の減免等	成田市障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置等に関する規則	第5条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 障がい者福祉課

◎福祉部 介護保険課

187	延滞金の減免	成田市介護保険条例	第8条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			15日		福祉部 介護保険課
188	保険料の徴収猶予	成田市介護保険条例	第9条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 介護保険課
189	保険料の減免	成田市介護保険条例	第10条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日間		福祉部 介護保険課
190	第1号事業支給費の額の特例	成田市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則	第6条	①有		①有		30日		福祉部 介護保険課
191	高額総合事業サービス費の支給(高額介護予防サービス費相当事業)	成田市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則	第16条	①有		①有		30日間		福祉部 介護保険課
192	高額医療合算総合事業サービス費の支給(高額医療合算介護予防サービス費相当事業)	成田市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則	第17条	①有		①有		30日間		福祉部 介護保険課

◎こども未来部 こども政策課

【条例・申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
193	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1~5日		こども未来部 こども政策課
◎こども未来部 子育て支援課										
194	利用の承諾	成田市子どもショートステイ事業実施規則	第6条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		こども未来部 子育て支援課
195	受給資格の認定	成田市遺児等手当支給条例	第4条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		こども未来部 子育て支援課
196	助産の実施及び母子保護の実施の承諾	成田市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則	第3条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			3日~30日		こども未来部 子育て支援課
197	母子生活支援施設の在所期間の延長	成田市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則	第7条	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			10日		こども未来部 子育て支援課
198	徴収額の徴収猶予	成田市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則	第10条第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			5日		こども未来部 子育て支援課
199	徴収額の減免	成田市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則	第11条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			5日		こども未来部 子育て支援課
200	利用の承諾	成田市産後ケア事業実施規則	第7条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			14日		こども未来部 子育て支援課
◎こども未来部 保育課										
201	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1~5日		こども未来部 保育課
202	入園の許可	成田市立大栄幼稚園の設置及び管理に関する条例	第4条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		こども未来部 保育課
203	預かり保育の許可	成田市立大栄幼稚園の設置及び管理に関する条例	第6条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			2日		こども未来部 保育課
204	預かり保育料の減免	成田市立大栄幼稚園の設置及び管理に関する条例	第12条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		こども未来部 保育課
205	送迎バス使用料の還付承認	成田市立大栄幼稚園の設置及び管理に関する条例	第13条ただし書	①有		①有		10日(退園の時期により30日程度)		こども未来部 保育課
206	保育所等の利用調整の決定	成田市保育の実施及び保育所等の利用調整等に関する規則	第4条第2項及び第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			未設定	③その他	こども未来部 保育課
207	保育料の減免	成田市保育所及び小規模保育事業所設置条例	第4条	①有		①有		20日		こども未来部 保育課
208	時間外保育の承諾	成田市立保育所及び小規模保育事業所時間外保育運営規則	第5条	①有		①有		20日		こども未来部 保育課
209	一時保育の承諾	成田市一時保育事業実施規則	第8条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		こども未来部 保育課
210	年末保育の承諾	成田市年末保育事業実施規則	第7条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			20日		こども未来部 保育課
211	入所の許可	成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例	第8条	①有		①有		5日から15日(新年度受付時)		こども未来部 保育課
212	延長保育の許可	成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例	第10条	①有		①有		5~15日		こども未来部 保育課

【条例・申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
213	児童ホーム保育料の減免	成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例	第12条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5~15日		こども未来部 保育課
◎健康推進部 地域医療政策課										
214	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	①有		①有		1~5日		健康推進部 地域医療政策課
215	使用料及び手数料の減免	成田市急病診療所の設置及び管理に関する条例	第6条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		健康推進部 地域医療政策課
◎健康推進部 健康増進課										
216	養育医療の給付の決定	成田市低体重児の届出及び養育医療の給付等に関する規則	第3条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		健康推進部 健康増進課
217	養育医療の受給内容の変更の決定	成田市低体重児の届出及び養育医療の給付等に関する規則	第5条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		健康推進部 健康増進課
218	養育医療費用の支給の決定	成田市低体重児の届出及び養育医療の給付等に関する規則	第7条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		健康推進部 健康増進課
219	受給資格の認定	成田市若年がん患者在宅療養費助成規則	第5条	①有		①有		7日		健康推進部 健康増進課
◎経済部 商工振興企業立地課										
220	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1~5日		経済部 商工振興企業立地課
221	使用の許可	成田市勤労会館の設置及び管理に関する条例	第6条第1項	①有		①有		即日		経済部 商工振興企業立地課
222	使用料の減免	成田市勤労会館の設置及び管理に関する条例	第9条	①有		①有		3日		経済部 商工振興企業立地課
223	使用料の還付承認	成田市勤労会館の設置及び管理に関する条例	第10条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			3日		経済部 商工振興企業立地課
224	駐車料金の減免	成田市駐車場の設置及び管理に関する条例	第10条	①有		①有		3日		経済部 商工振興企業立地課
225	融資の決定	成田市中小企業資金融資条例施行規則	第3条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		経済部 商工振興企業立地課
226	奨励金の交付	成田市企業立地促進条例	第3条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		経済部 商工振興企業立地課
227	事業者の指定	成田市企業立地促進条例	第5条、第7条及び第9条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		経済部 商工振興企業立地課
◎経済部 農政課										
228	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			5日		経済部 農政課
229	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		1~5日		経済部 農政課
230	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		1~5日		経済部 農政課

【条例・申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
231	分担金の減免等	成田市営土地改良事業分担金徴収条例	第7条	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			5日		経済部 農政課
232	使用の許可	成田市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例	第5条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			3日		経済部 農政課
233	使用料の減免	成田市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例	第9条	①有		①有		5日		経済部 農政課
234	使用料の還付承認	成田市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例	第10条ただし書	①有		①有		15日		経済部 農政課

◎経済部 卸売市場

235	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1~5日		経済部 卸売市場
236	卸売業者の許可	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第8条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		経済部 卸売市場
237	営業及び事業の譲渡し等の認可	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第17条第1項及び第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			15日		経済部 卸売市場
238	仲卸業者の許可	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第22条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		経済部 卸売市場
239	買受人の承認	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第29条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		経済部 卸売市場
240	高機能物流事業者の許可	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第32条の3	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		経済部 卸売市場
241	関連事業者の許可	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第32条の12	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			30日		経済部 卸売市場
242	販売方法変更の承認	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第34条第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		経済部 卸売市場
243	卸売相手方変更の許可	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第37条第1項第1号	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1日		経済部 卸売市場
244	受託物品の確認	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第38条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		経済部 卸売市場
245	卸売代金の変更の確認	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第48条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		経済部 卸売市場
246	市場施設の使用の指定	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第51条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		経済部 卸売市場
247	買受人等以外の者に対する市場施設の使用の許可	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第51条第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		経済部 卸売市場
248	用途変更、転貸等の許可	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第52条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		経済部 卸売市場
249	原状変更の許可	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第53条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		経済部 卸売市場
250	使用料の減免	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	第58条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		経済部 卸売市場

【条例・申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
251	臨時営業又は休業の承認	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例施行規則	第2条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		経済部 卸売市場
252	特殊取引単位変更の承認	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例施行規則	第33条第1項ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		経済部 卸売市場
253	販売条件変更の承認	成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例施行規則	第46条第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		経済部 卸売市場

◎土木部 土木課

254	流水占用料等の還付承認	成田市準用河川流水占用料等条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			10日		土木部 土木課
255	流水占用料等の減免	成田市準用河川流水占用料等条例	第5条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			10日		土木部 土木課
256	延滞金の減免	成田市準用河川流水占用料等条例	第6条第4項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			10日		土木部 土木課
257	分担金の減免	成田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例	第5条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			10日		土木部 土木課

◎土木部 道路管理課

258	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1~5日		土木部 道路管理課
259	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		1~5日		土木部 道路管理課
260	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		1~5日		土木部 道路管理課
261	占用料の還付承認	成田市道路占用料条例	第4条ただし書	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度で明確である場合			10日		土木部 道路管理課
262	占用料の減免	成田市道路占用料条例	第5条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			10日		土木部 道路管理課
263	延滞金の減免	成田市道路占用料条例	第6条第4項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			15日		土木部 道路管理課
264	行為の許可	成田市法定外公共物管理条例	第4条第1項	①有		①有		10日		土木部 道路管理課
265	変更の許可	成田市法定外公共物管理条例	第5条	①有		①有		10日		土木部 道路管理課
266	占用料の還付承認	成田市法定外公共物管理条例	第9条ただし書	①有	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			10日		土木部 道路管理課
267	占用料の減免	成田市法定外公共物管理条例	第10条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			10日		土木部 道路管理課
268	延滞金の減免	成田市法定外公共物管理条例	第11条第4項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			15日		土木部 道路管理課
269	権利の譲渡等の許可	成田市法定外公共物管理条例	第17条第1項ただし書	①有	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			10日		土木部 道路管理課

◎土木部 建築住宅課

【条例・申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
270	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1~5日		土木部 建築住宅課
271	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		1~5日		土木部 建築住宅課
272	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		1~5日		土木部 建築住宅課
273	入居の決定	成田市営住宅条例	第8条(第42条の2及び第42条の7において準用する場合を含む。)	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			70日		土木部 建築住宅課
274	家賃の減免又は徴収猶予	成田市営住宅条例	第17条(第42条の2及び第42条の7において準用する場合を含む。)	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		土木部 建築住宅課
275	敷金の減免又は徴収猶予	成田市営住宅条例	第19条第2項(第42条の2及び第42条の7において準用する場合を含む。)	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		土木部 建築住宅課
276	敷金の還付承認	成田市営住宅条例	第19条第4項ただし書(第42条の2及び第42条の7において準用する場合を含む。)	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		土木部 建築住宅課
277	駐車場の使用の決定	成田市営住宅条例	第45条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		土木部 建築住宅課
278	駐車場使用料の減免等	成田市営住宅条例	第48条第2項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			10日		土木部 建築住宅課
279	敷地の目的外使用の許可	成田市営住宅条例	第54条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			10日		土木部 建築住宅課
280	大規模建築物の接道幅の例外認定	千葉県建築基準法施行条例	第5条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
281	特殊建築物の路地状敷地の制限に関する例外認定	千葉県建築基準法施行条例	第7条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
282	学校等の接道幅の制限に関する例外認定	千葉県建築基準法施行条例	第8条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
283	4階以上に教室を設けることに関する例外認定	千葉県建築基準法施行条例	第12条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
284	興行場等の敷地と道路の関係に関する例外認定	千葉県建築基準法施行条例	第14条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
285	興行場等に係る規定の適用除外の認定	千葉県建築基準法施行条例	第22条の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
286	物販店の敷地と道路の関係に関する例外認定	千葉県建築基準法施行条例	第23条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
287	共同住宅等の周囲空地に関する例外認定	千葉県建築基準法施行条例	第39条第3項第2号	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
288	共同住宅等の主要出入口に関する例外認定	千葉県建築基準法施行条例	第40条第1項第2号	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課

【条例・申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
289	木造長屋の形態等に関する例外認定	千葉県建築基準法施行条例	第42条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
290	倉庫、車庫等の出入口に関する例外認定	千葉県建築基準法施行条例	第44条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
291	安全の確保等に係る基準のただし書の認定	千葉県建築基準法施行条例	第50条の3第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
292	日影による中高層の建築物の高さの制限のただし書の許可	千葉県建築基準法施行条例	第50条の4第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			60日		土木部 建築住宅課
293	既存建築物に対する制限の緩和の認定	千葉県建築基準法施行条例	第51条第4項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課
294	適合証の交付	千葉県福祉のまちづくり条例	第17条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 建築住宅課

◎土木部 下水道課

295	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1~5日		土木部 下水道課
296	排水設備の計画の確認(変更確認を含む。)	成田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	第7条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		土木部 下水道課
297	検査済証の交付	成田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	第9条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		土木部 下水道課
298	使用料の減免	成田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	第19条	①有		①有		5日		土木部 下水道課
299	工事又は補修の承認等	成田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	第22条	①有		①有		5日		土木部 下水道課
300	分担金の徴収猶予及び減免	成田市農業集落排水事業分担金徴収条例	第6条	①有		①有		5日		土木部 下水道課
301	排水設備等の計画の確認(変更確認を含む。)	成田市下水道条例	第5条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		土木部 下水道課
302	排水設備指定工事店の指定(指定の更新を含む。)	成田市下水道条例	第6条第1項及び第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			30日		土木部 下水道課
303	排水設備等の工事の検査及び検査済証の交付	成田市下水道条例	第7条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		土木部 下水道課
304	除害施設設置等の計画の確認(変更確認を含む。)	成田市下水道条例	第14条の4第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		土木部 下水道課
305	除害施設設置等の工事の検査及び検査済証の交付	成田市下水道条例	第14条の5	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		土木部 下水道課
306	使用料の減免	成田市下水道条例	第23条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			14日		土木部 下水道課
307	占用の許可	成田市下水道条例	第30条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		土木部 下水道課
308	指定工事店証の再交付	成田市下水道条例施行規則	第6条の4第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		土木部 下水道課

【条例・申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
309	負担金の徴収猶予	成田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例	第10条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		土木部 下水道課
310	負担金の減免	成田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例	第11条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			7日		土木部 下水道課
311	延滞金の減免	成田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例	第15条第4項	②無	③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			7日間		土木部 下水道課

◎都市部 都市計画課

312	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		1~5日		都市部 都市計画課
313	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		1~5日		都市部 都市計画課

◎都市部 市街地整備課

314	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日		都市部 市街地整備課
-----	--------	--------------	-----	----	-------------------------------------	--	--	----	--	------------

◎都市部 公園緑地課

315	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1~10日		都市部 公園緑地課
316	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		1~10日		都市部 公園緑地課
317	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		1~10日		都市部 公園緑地課
318	行為の許可(変更許可を含む。)	成田市都市公園条例	第3条第1項及び第3項(第22条において準用する場合を含む。)	①有		①有		10日		都市部 公園緑地課
319	使用料等の減免	成田市都市公園条例	第11条(第22条において準用する場合を含む。)	①有		①有		10日		都市部 公園緑地課
320	使用料等の返還承認	成田市都市公園条例	第12条ただし書(第22条において準用する場合を含む。)	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			14日		都市部 公園緑地課
321	許可期間の更新	成田市都市公園条例施行規則	第4条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		都市部 公園緑地課
322	許可地域等における許可(鉄道車両に係るものを除く。)	千葉県屋外広告物条例	第6条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		都市部 公園緑地課
323	広告物等の許可(鉄道車両に係るものを除く。)	千葉県屋外広告物条例	第8条第2項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		都市部 公園緑地課
324	許可の有効期間の決定	千葉県屋外広告物条例	第9条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		都市部 公園緑地課
325	許可の更新	千葉県屋外広告物条例	第9条第3項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		都市部 公園緑地課
326	広告物等の変更及び改造の許可	千葉県屋外広告物条例	第10条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			10日		都市部 公園緑地課

◎水道部 業務課

【条例・申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
327	使用料の減免	成田市水道事業等行政財産使用料規程	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			15日		水道部 業務課
328	使用料の還付承認	成田市水道事業等行政財産使用料規程	第6条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			15日		水道部 業務課
329	延滞金の減免	成田市水道事業等行政財産使用料規程	第7条第3項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			15日		水道部 業務課

◎水道部 工務課

330	給水装置の新設等の承認	成田市水道事業給水条例	第4条(成田市簡易水道事業給水条例において準用する場合を含む。)	①有		①有		7日		水道部 工務課
331	設計審査及び工事検査	成田市水道事業給水条例	第6条第2項(成田市簡易水道事業給水条例において準用する場合を含む。)	①有		①有		設計審査7日 工事検査14日		水道部 工務課
332	給水装置工事事業者の指定	成田市指定給水装置工事事業者規程	第4条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		水道部 工務課
333	指定証の再交付	成田市指定給水装置工事事業者規程	第6条第4項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		水道部 工務課
334	指定の更新	成田市指定給水装置工事事業者規程	第6条の2	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日		水道部 工務課

◎議会事務局

335	開示請求に対する決定	成田市議会の個人情報の保護に関する条例	第24条	①有		①有		開示請求があつた日から30日以内(第25条第1項)		議会事務局
336	手数料の減免	成田市議会の個人情報の保護に関する条例	第30条第2項後段	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			3日		議会事務局
337	訂正請求に対する決定	成田市議会の個人情報の保護に関する条例	第34条	①有		①有		訂正請求があつた日から30日以内(第35条第1項)		議会事務局
338	利用停止請求に対する決定	成田市議会の個人情報の保護に関する条例	第41条	①有		①有		利用停止請求があつた日から30日以内(第42条第1項)		議会事務局

◎農業委員会事務局

339	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	①有		①有		1~5日		農業委員会事務局
340	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	①有		①有		1~5日		農業委員会事務局

◎教育部 教育総務課

341	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1~5日		教育部 教育総務課
342	学校施設の利用許可	学校施設の利用に関する規則	第3条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1~4日		教育部 教育総務課

◎教育部 学校施設課

343	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1~5日		教育部 学校施設課
-----	--------	--------------	-----	----	---------------------------------------------------------------	--	--	------	--	-----------

【条例・申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
◎教育部 教育指導課										
344	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	①有		①有		1~5日		教育部 教育指導課
◎教育部 学校給食センター										
345	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1~5日		教育部 学校給食センター
◎教育部 生涯学習課										
346	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1~5日		教育部 生涯学習課
347	使用の許可	成田市生涯大学校の設置及び管理に関する条例	第5条第2項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
348	使用料の減免	成田市生涯大学校の設置及び管理に関する条例	第10条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
349	使用料の還付承認	成田市生涯大学校の設置及び管理に関する条例	第11条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
350	使用の許可(変更許可を含む。)	成田市生涯学習会館の設置及び管理に関する条例	第6条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
351	使用料の減免	成田市生涯学習会館の設置及び管理に関する条例	第11条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
352	使用料の還付承認	成田市生涯学習会館の設置及び管理に関する条例	第12条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
353	行為の許可	成田市三里塚御料牧場記念館の設置及び管理に関する条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
354	行為の許可	成田市下総歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
355	行為の許可	成田市滑河文化財保存展示施設の設置及び管理に関する条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
356	使用の許可	成田市滑河文化財保存展示施設の設置及び管理に関する条例	第7条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
357	使用料の減免	成田市滑河文化財保存展示施設の設置及び管理に関する条例	第12条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
358	使用料の還付承認	成田市滑河文化財保存展示施設の設置及び管理に関する条例	第13条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
359	使用の変更又は取消し	成田市滑河文化財保存展示施設の設置及び管理に関する条例施行規則	第6条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
360	現状変更等の許可	成田市文化財の保護に関する条例	第13条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			14日間		教育部 生涯学習課
361	使用の許可(変更許可を含む。)	成田市美郷台地区会館の設置及び管理に関する条例	第6条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
362	使用料の減免	成田市美郷台地区会館の設置及び管理に関する条例	第11条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課

【条例・申請に対する処分】

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	審査基準の設定の有無	審査基準を設定していない場合の理由	審査基準を公にしていることの有無	審査基準を公にしていない場合の理由	標準処理期間	標準処理期間を設定していない場合の理由	担当部署
363	使用料の還付承認	成田市美郷台地区会館の設置及び管理に関する条例	第12条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			7日間		教育部 生涯学習課
364	現状変更等の許可(千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則第3条第1項に規定する現状の変更及び保存に影響を及ぼす行為に係るものに限る。)	千葉県文化財保護条例	第38条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1カ月間		教育部 生涯学習課
◎教育部 公民館										
365	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1~5日		教育部 公民館
366	使用の許可	成田市公民館の設置及び管理に関する条例	第7条第1項	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合		ノロヽたなし、利用登録がされている団体については1口			教育部 公民館
367	使用料の減免	成田市公民館の設置及び管理に関する条例	第12条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合		ノロヽたなし、利用登録がされている団体については1口			教育部 公民館
368	使用料の還付承認	成田市公民館の設置及び管理に関する条例	第13条ただし書	①有		①有		14日程度		教育部 公民館
◎教育部 図書館										
369	利用カードの交付	成田市立図書館の管理及び運営に関する規則	第9条第2項	①有		①有		1日		教育部 図書館
370	集会室等の使用の許可	成田市立図書館の管理及び運営に関する規則	第27条第1項	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			1日		教育部 図書館
371	販売行為等の許可	成田市立図書館の管理及び運営に関する規則	第35条ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1日		教育部 図書館
◎消防本部 消防総務課										
372	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1~5日		消防本部 消防総務課
◎消防本部 予防課										
373	手数料の還付承認	成田市手数料条例	第3条第2項ただし書	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1~5日		消防本部 予防課
374	手数料の減免	成田市手数料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1~5日		消防本部 予防課
375	喫煙等の許可	成田市火災予防条例	第23条第1項ただし書	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		消防本部 予防課
376	タンクの水張検査等	成田市火災予防条例	第47条	②無	①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合			5日		消防本部 予防課
◎消防本部 警防課										
377	使用料の減免	成田市行政財産使用料条例	第4条	②無	②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合			1~5日		消防本部 警防課